

第1回小浜市介護保険事業計画等策定委員会 次第

日 時：令和8年6月5日（金）午後7時～

場 所：小浜市健康管理センター 2階 ホール①

1. 開会
2. 委員紹介
3. 委員長・副委員長の選出
4. 協議・報告事項
 - (1) 計画策定の趣旨
 - (2) 国の介護保険制度の動向
 - (3) 小浜市の高齢者・介護保険事業等の状況
 - (4) 各種アンケート調査結果の概要
 - (5) 策定スケジュール
5. その他
6. 閉会

小浜市附属機関設置条例 一部抜粋

令和2年12月22日
条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項および第202条の3第1項の規定に基づき、執行機関の附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事項ならびに委員の定数および任期は、同表に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、その属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期
市長	小浜市介護保険事業計画等策定委員会	小浜市介護保険事業計画の策定について調査審議すること	20人以内	委嘱され、または任命された日からその日の属する年度の末日まで

小浜市介護保険事業計画等策定委員会規則

令和2年12月22日
規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、小浜市附属機関設置条例（令和2年小浜市条例第31号）第3条の規定に基づき、小浜市介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者代表その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱または任命する。

(補欠の委員の任期等)

第3条 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 前項のほか、委員の3分の1以上の要請があったときは、委員長は会議を招集しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。

2 会議を傍聴しようとする者は、委員長の許可を受けなければならない。

3 会議の傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

(会議録の作成)

第7条 委員会の会議録は、概要を記した要点記録とする。

2 会議録は、一般の閲覧に供するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康応援課において処理する。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小浜市介護保険事業計画等策定委員会 委員名簿

区 分	所 属	役 職	氏 名
委 員	小浜医師会	会長	西 尾 宏 之
	公立小浜病院組合 杉田玄白記念公立小浜病院	地域連携室長	大 江 良 生
	若狭地区歯科医師会	会長	古 森 喬
	若狭健康福祉センター	所長	四 方 啓 裕
	小浜市民生委員児童委員協議会	理事	福 井 拓 哉
	社会福祉法人 小浜市社会福祉協議会	理事長	山 岸 博 之
	小浜市地域ケア連絡協議会	副会長	木 崎 友 介
	小浜市地域ケア連絡協議会	入所部会代表	関 規 彦
	小浜市老人クラブ連合会	会長	芝 美代子
	被保険者代表		井 口 ちず子
	小浜市	生活福祉部長	上 野 正 博
事務局	健康応援課	課長	大 西 博 美
	介護保険グループ	グループリーダー	高 鳥 徹 也
		課長補佐	岡 恵 理
		主査	仲 谷 斉 士
	地域包括支援センター	次長	木 橋 美 沙
		課長補佐	河 原 佳 美

計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

介護保険制度は、高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や核家族化の進行等要介護高齢者を支えてきた家族状況の変化等を背景に、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして平成12年からスタートしました。

介護保険制度は、原則3年を1期とするサイクルで財政収支を見通し、事業運営を行っており、本市では平成12年3月に1期計画を策定して以降、現在は、第9期の計画期間となっています。

この間、高齢化の進展に伴う要介護者の増加、それに起因する介護給付費の増加、さらに介護保険料の上昇、介護サービス提供体制の充実を支える介護従事者の育成・確保、地域医療と介護の連携、認知症対策など、様々な課題が顕在化してきています。

こうしたなか、令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、さらに令和22(2040)年には、団塊ジュニアが高齢者となります。現役世代1.5人が高齢者1人を支える時代を見据えて、たとえ介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が必要となっています。

また、高齢者をはじめ、支援を必要とする人を地域住民同士がお互いに支え合う「地域共生社会」の構築が求められています。

さらに、認知症基本法が施行されたことに伴い、認知症の方の人格と個性を尊重しつつ、支え合う共生社会の実現に向けた取り組みも求められています。

本市の65歳以上人口の割合（高齢化率）は33.7%（令和7年10月1日現在）となっており、今後も人口減少とともに高齢化率の上昇が見込まれることから、介護保険制度の持続可能性を確保しつつ、実効性のある介護予防体制のさらなる充実をはじめ、高齢者を取り巻く様々な課題に適切に対応していくことが求められています。

このたび令和9年3月末をもって、現在の高齢者福祉計画および第9期介護保険事業計画が終了することから、こうした背景を踏まえ令和9年度から令和11年度までの本市における高齢者施策や介護保険事業を推進するため、高齢者福祉計画および第10期介護保険事業計画（以下「第10期計画」）を策定します。

介護保険事業計画の制度改正の経過

第1期（平成12～14年度）	介護保険制度の導入・老人保健福祉計画と一体策定
第2期（平成15～17年度）	新予防給付、地域包括支援センターと地域支援事業、地域密着型サービスの導入
第3期（平成18～20年度）	
第4期（平成21～23年度）	高齢者医療確保法施行
第5期（平成24～26年度）	「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年を目途に、医療介護総合確保推進法の施行
第6期（平成27～29年度）	
第7期（平成30～令和2年度）	地域包括ケアシステムの推進および介護保険制度の持続可能性の確保への取組
第8期（令和3～5年度）	
第9期（令和6～8年度）	2040年を見据えた計画、地域包括ケアの深化、介護人材の確保・生産性向上

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

国は、急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等にかんがみ、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」）が令和6年1月に施行され、認知症施策推進基本計画が令和6年12月に策定されています。

認知症基本法では、基本理念とともに国、地方公共団体等の責務を明らかにし、認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項等を定めています。

▼認知症基本法における基本的施策

1. 認知症の人への国民の理解の増進
2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化推進
3. 認知症の人が社会参加する機会の確保
4. 認知症の人の意思決定支援と権利利益の保護
5. 保健医療サービス・福祉サービスの提供体制の整備
6. 認知症の人や家族の相談体制の整備
7. 認知症に関わる研究等の推進
8. 認知症の予防に関わる取り組みの推進

(2) 計画の位置づけ

第10期計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村高齢者福祉計画」、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」、認知症基本法13条第1項に基づく「市町村認知症施策推進計画」を一体的に策定します。

また、第10期計画は、市の最上位計画である総合計画をはじめ、福祉分野の上位計画である地域福祉計画のほか、関連する計画、国の法制度や指針、県の計画との整合を図りながら策定します。

(3) 計画の期間

第10期計画の計画期間は、令和9年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする3か年とします。

計画期間

R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027	R 10 2028	R 11 2029	R 12 2030	R 13 2031	R 14 2032	~	R 21 2039	R 22 2040	R 23 2041
団塊の世代が75歳▲									団塊ジュニアが高齢者▲			
令和22(2040)年までの見通し →												
第9期			第10期			第11期			~	第14期		
見直し			見直し			見直し						

(4) 計画策定体制について

①各種アンケート調査の実施

高齢者福祉計画および第10期介護保険事業計画策定に向け、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護人材実態調査、ふれあいサロンリーダーアンケート調査を実施しました。

②認知症に係る関係者ヒアリング調査の実施

認知症施策推進計画を包含して策定するため、認知症に係る市内の関係者を対象に、課題や今後の施策要望等を把握するため、ヒアリングシートによる調査、懇談会を実施します。

③介護保険事業計画等策定委員会の開催

広く市民等から意見を聴取するために、市民、関係機関・関係団体、事業者等で組織された「小浜市介護保険事業計画等策定委員会」において、本計画策定にあたっての意見交換および審議を行います。

④パブリックコメントの実施

広く市民等から意見を聴取し、本計画に反映させるためにパブリックコメントを実施します。

⑤庁内関連部署との協議・検討

関係各課との施策連携を図る必要性から、関係する庁内関連部署と現状を踏まえた課題把握や今後の施策検討など計画策定について協議を行い、計画を策定します。

⑥福井県との意見調整

介護保険制度におけるサービスは、広域的に提供されることや、介護保険施設などは「福井県老人保健・介護保険事業支援計画」により圏域ごとに整備されることから、県との意見調整を行い、計画を策定します。

国の介護保険制度の動向

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会では、現役世代人口の急減に対応し、団塊ジュニアが高齢者となる 2040 年を見据え、限られた資源の中で持続可能な制度運営を図る視点から、第 10 期の計画策定にあわせた介護保険制度の改正に向け、審議・検討しています（基本指針案の提示は令和 8 年 7 月予定）。

第 10 期計画基本指針案に向けた主な検討テーマ

①地域包括ケアシステムの推進

2040 年に向けて介護需要の地域差が大きくなる中で、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していくことがより重要になります。また、医療と介護の複合ニーズを抱える人口の増加が見込まれ、医療と介護の一層の連携が必要になります。

②認知症施策の推進・地域共生社会の実現

認知症基本法の成立や国の認知症施策推進基本計画を踏まえ、各自治体において施策を推進していくことが重要です。相談体制の確保、成年後見制度の利用促進、単身高齢者が増えていく中、住まいの支援を行うことも求められます。

③介護予防・健康づくりの推進

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者等の支援のため、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加、介護予防の取り組みを推進しています。通いの場等のさらなる充実を図るとともに、健康づくりの取り組みは、高齢者保健事業との一体的実施にも取り組んでいく必要があります。

④保険者機能の強化

市町村は地域支援事業を実施することとなっており、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、地域包括支援センターの運営などの包括的支援事業や任意事業を実施しています。自治体が介護サービスの基盤整備と地域支援事業をあわせてどのように制度を運営していくかが重要です。

⑤持続可能な制度の構築、介護保険人材確保・職場環境改善

介護人材の確保とあわせて、職場環境改善、生産性向上を通じた業務の効率化、介護人材の定着を図っていくことが重要です。職場環境改善にあたっては、テクノロジー導入による業務効率化、生産性向上が必要となっています。利用者負担の範囲の見直しについては、第 10 期介護保険事業計画期間の開始の前までに結論を得ることとされています。

小浜市の高齢者・介護保険事業等の状況

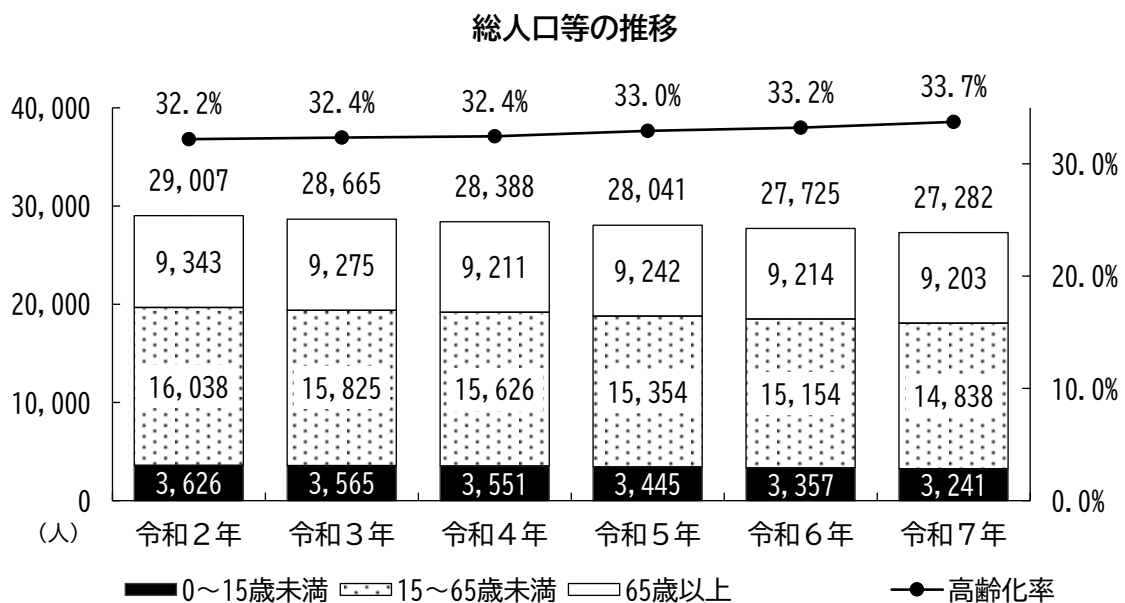
◎高齢者の状況のポイント

- ・ 総人口は減少傾向(令和7年 27,282人)、高齢者人口は令和5年から減少傾向(令和7年 9,203人)、高齢化率は33.7%で国(29.4%)・県(32.1%)を上回る。
- ・ 高齢者人口のうち後期高齢者が5,367人(令和7年)で、高齢者の58.3%を占める。
- ・ 高齢者のいる世帯が増加傾向。特に高齢者単身世帯(令和2年1,530世帯、平成17年の1.6倍)が増加。
- ・ 要介護認定者数(第1号被保険者)は令和5年度から減少して令和7年12月で1,675人、要介護度別で要介護3以上の割合が42.6%、国(33.3%)、県(36.7%)を上回る。
- ・ 認定率は令和7年12月で18.3%、国(20.2%)を下回り、県(18.2%)とほぼ同水準。

(1) 人口の動向

本市の総人口等の推移をみると、総人口は令和2年の29,007人から令和7年には27,282人へと一貫して減少傾向にあります。65歳以上の高齢者人口もおおむね減少傾向にあり、高齢化率は令和7年で33.7%と国(29.4%)・県(32.1%)を上回っています

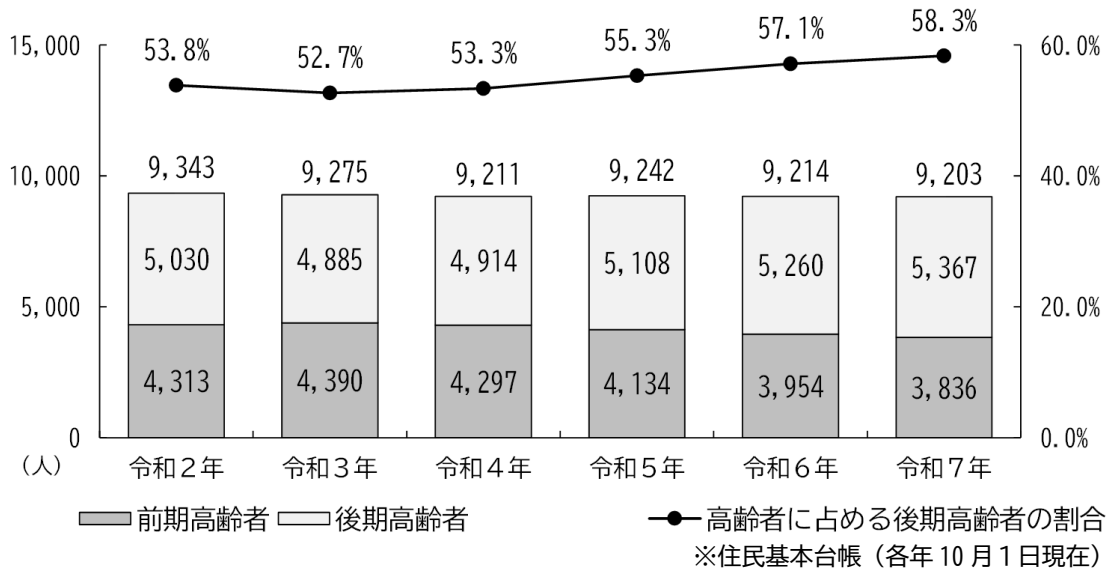
高齢者人口の状況をみると、令和7年で前期高齢者が3,836人、後期高齢者が5,367人と後期高齢者が58.3%を占めています。



※住民基本台帳(各年10月1日現在)

※高齢化率(国:令和7年9月15日現在推計、県:令和7年10月1日現在推計人口)

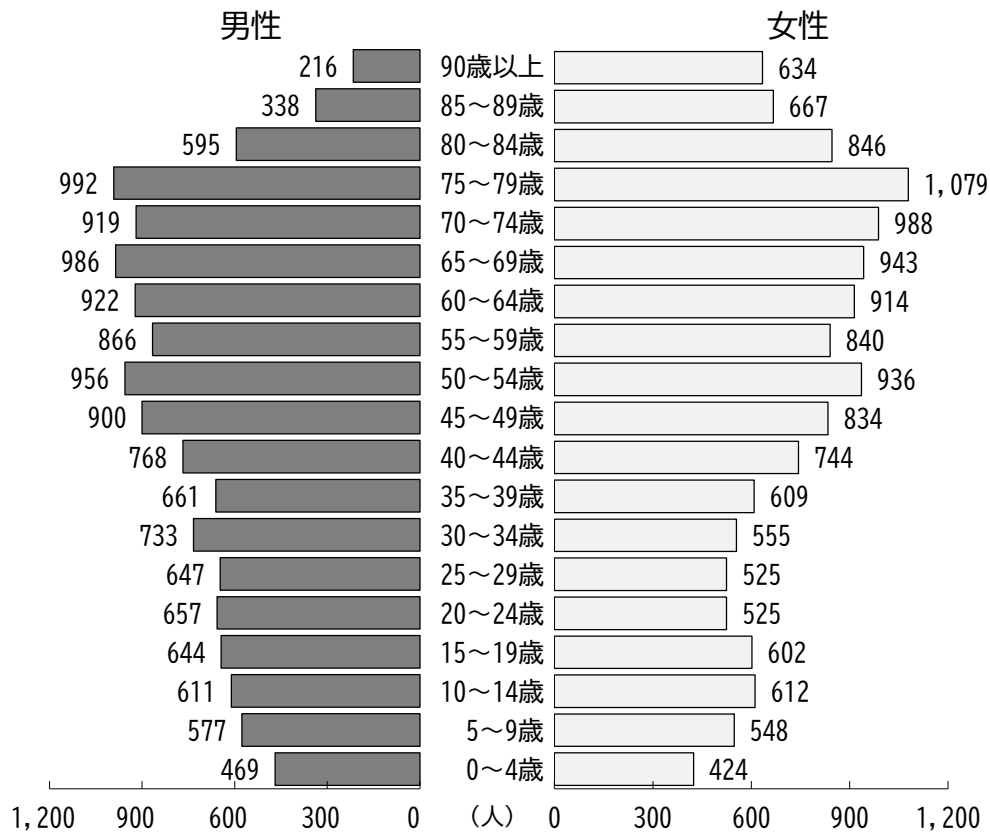
高齢者人口の推移



(2) 人口構造の状況

本市の人口構造を5歳階級別の人口ピラミッドで見ると、男性、女性ともに75～79歳の層の人口が最も多くなっています。

人口ピラミッド (令和7年)



※住民基本台帳人口 (令和7年10月1日現在)

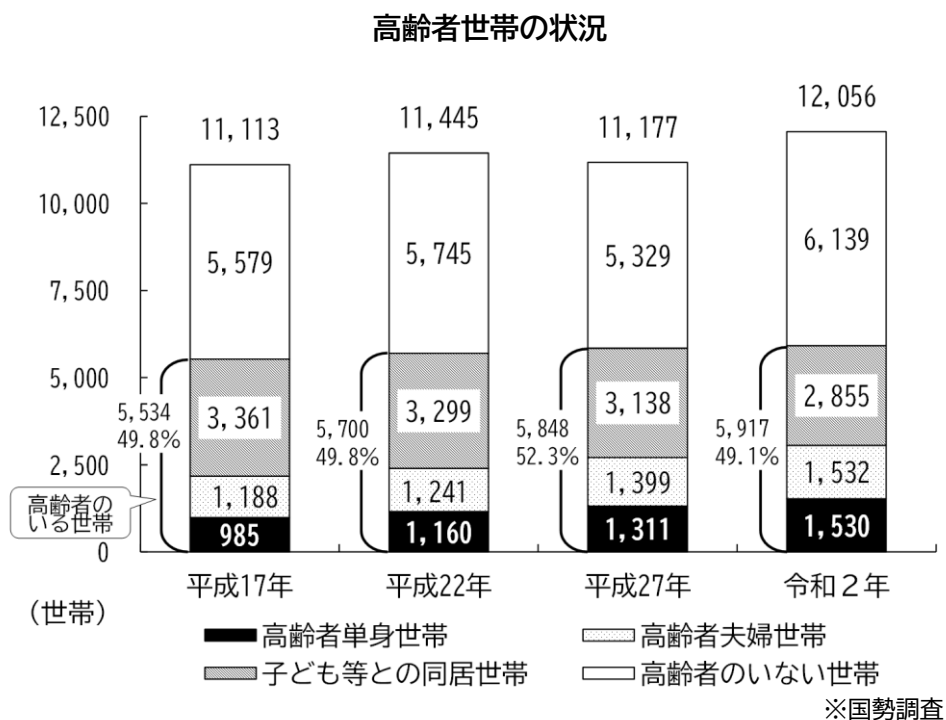
(3) 高齢者世帯の状況

本市の一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）は、平成17年の11,113世帯から増減し、令和2年の12,056世帯へ増加しています。

高齢者のいる世帯をみると、平成17年の5,534世帯から令和2年の5,917世帯へと一貫して増加しています。

世帯構成別でみると、「子ども等との同居世帯」が減少する一方で、「高齢者夫婦世帯」（令和2年1,532世帯、平成17年の1.3倍）、「高齢者単身世帯」（令和2年1,530世帯、平成17年の1.6倍）が増加傾向にあります。

令和2年の一般世帯に占める高齢者世帯等の割合を国・県と比較すると、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯とも国・県の割合を上回っています。



一般世帯に占める高齢者世帯等の割合（国・県との比較）

（単位：％）

	小浜市	福井県	全国
高齢者単身世帯	12.7	10.8	12.1
高齢者夫婦世帯	12.7	12.1	11.7

※令和2年国勢調査

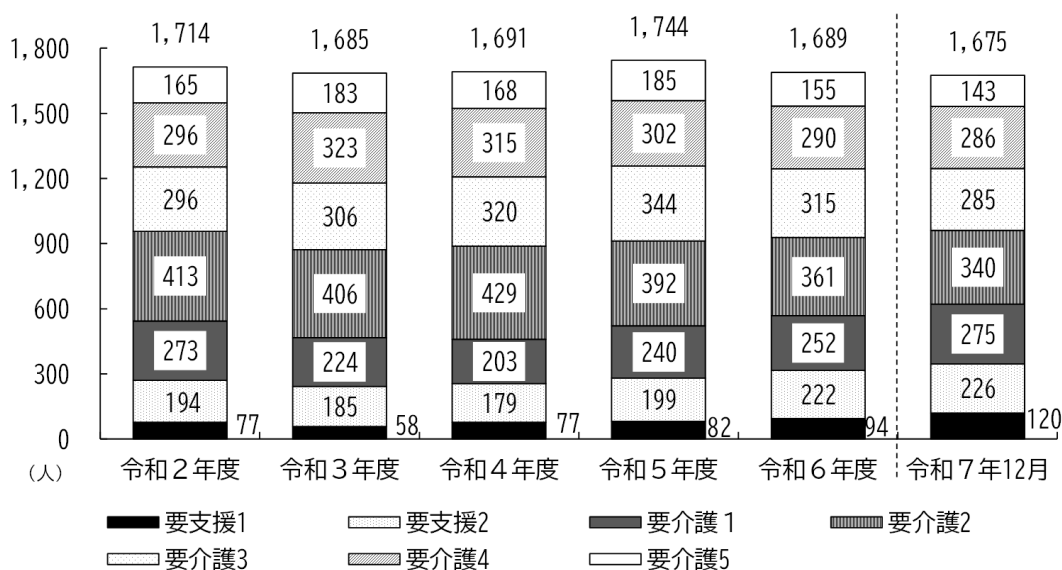
※令和7年国勢調査の市町村別人口・世帯数は令和8年9月までに公表予定（総務省統計局）

(4) 要介護認定者・認定率の状況

①要介護認定者数

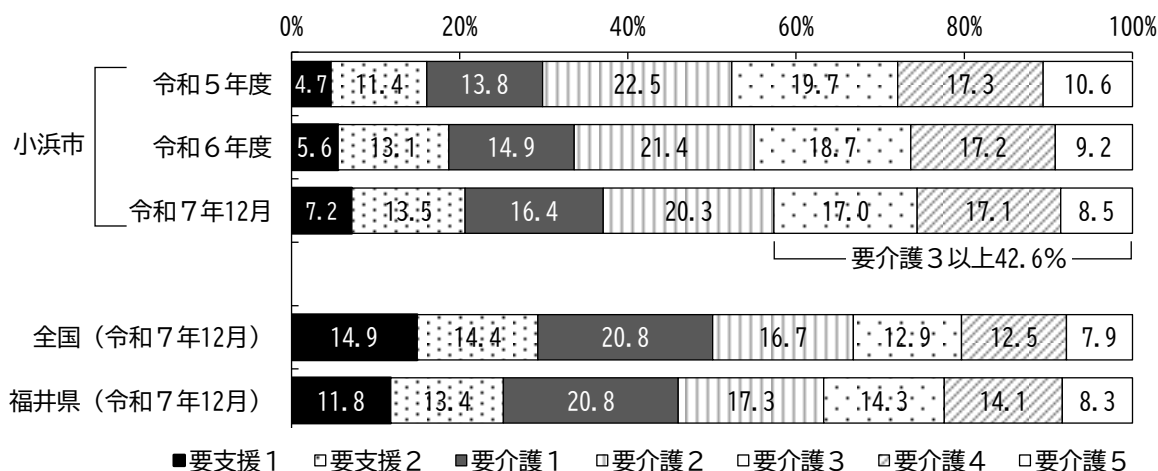
本市の要介護認定者（第1号被保険者）の推移をみると、令和3年度から令和5年度にかけて増加しましたが、令和6年度に減少に転じ、令和7年12月で1,675人となっています。要介護度別の構成比をみると、本市では要介護2の割合が多く、また、要介護3以上の重度者の割合が令和7年12月で42.6%と、国(33.3%)、県(36.7%)を上回ります。

要介護認定者（第1号被保険者）の推移



※介護保険事業状況報告年報（各年度3月末、令和6年度・令和7年12月は月報）

要介護認定者（第1号被保険者）構成比の比較

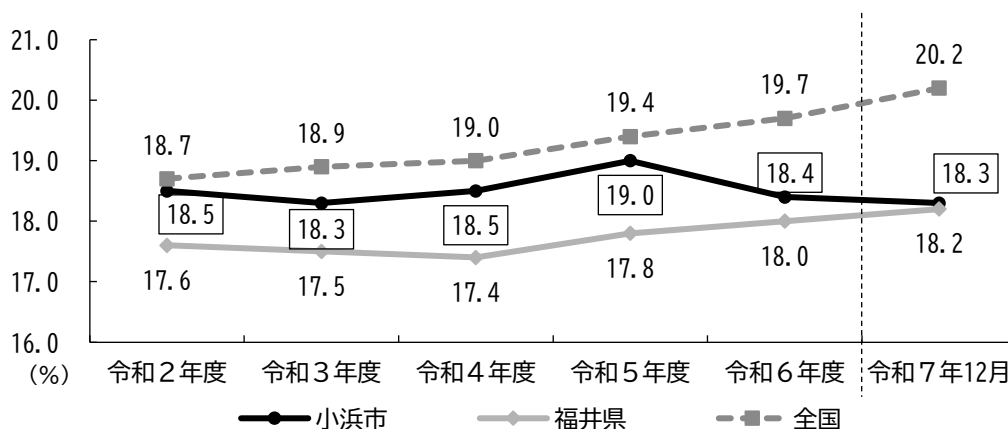


※介護保険事業状況報告年報（各年度3月末、令和6年度・令和7年12月は月報）

②認定率

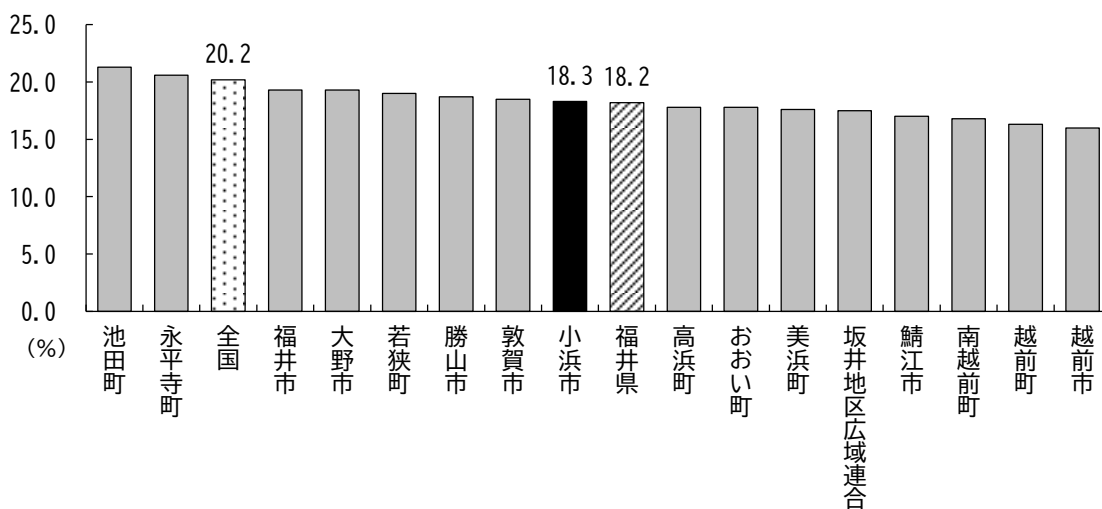
第1号被保険者における認定率をみると、本市はおおむね国を下回り、県を上回って推移しており、令和7年12月で18.3%となっています。また、認定率を県内保険者（市町）で比較すると、福井県全体の平均に近い水準となっています。

認定率（第1号被保険者）の推移



※介護保険事業状況報告年報（各年度3月末、令和6年度・令和7年12月は月報）

県内保険者の認定率（第1号被保険者）



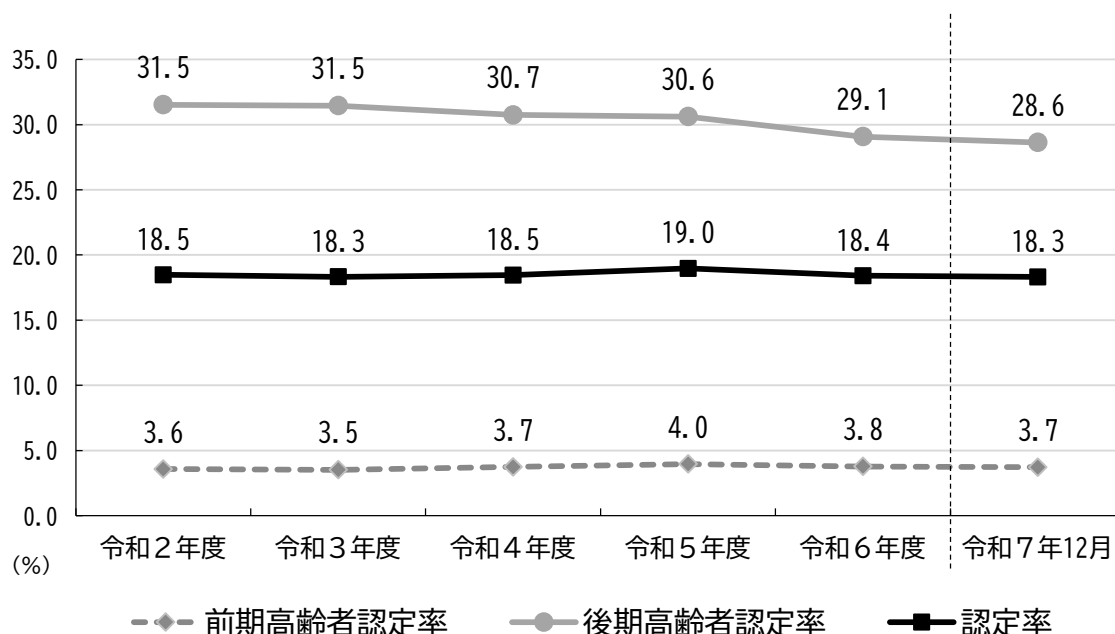
※介護保険事業状況報告月報（令和7年12月末）

③前期高齢者・後期高齢者の認定率

認定率の推移を前期高齢者・後期高齢者別で見ると、前期高齢者の認定率はほぼ3%台で推移し、後期高齢者は30%前後で推移しています。

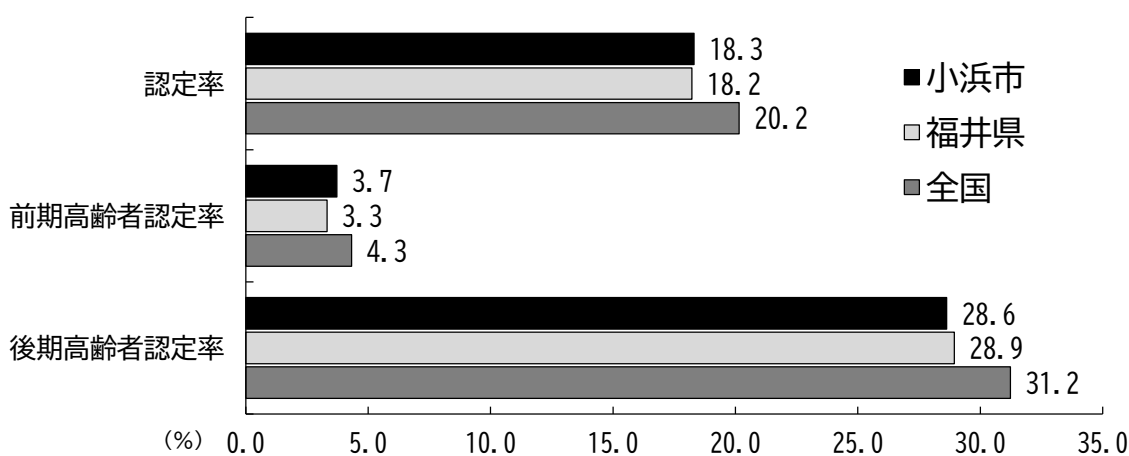
令和7年12月末の認定率を比較すると、全体の認定率、前期高齢者認定率は県を上回るものの、後期高齢者認定率は県を下回ります。

前期高齢者・後期高齢者別の認定率（第1号被保険者）の推移



※介護保険事業状況報告年報（各年度3月末、令和6年度・令和7年12月は月報）
 ※認定率は、第1号被保険者の認定者数÷第1号被保険者数で算出

前期高齢者・後期高齢者別の認定率（第1号被保険者）の比較



※介護保険事業状況報告月報（令和7年12月末）
 ※認定率は、第1号被保険者の認定者数÷第1号被保険者数で算出

策定スケジュール

年 月	内 容
令和7年度	
令和7年12月	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 ○在宅介護実態調査の実施
令和8年1月	<ul style="list-style-type: none"> ○介護人材実態調査の実施 ○ふれあいサロンリーダーアンケート調査の実施 ○各種アンケート集計・分析・報告書作成（～4月）
令和8年度	
令和8年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業や高齢者福祉事業の実施状況の把握整理（～7月） ○給付実績データによる実績検証（～8月）
令和8年6月	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回小浜市介護保険事業計画等策定委員会の開催（6月5日） ○認知症に係る関係者ヒアリング調査 ○認知症に係る関係者懇談会の開催（6月30日）
令和8年7月	<ul style="list-style-type: none"> ◆国：第10期介護保険事業計画基本指針案の提示【予定】
令和8年8月	<ul style="list-style-type: none"> ◆国：推計ツール確定版の提供【予定】 ○計画対象者数の推計・サービス見込量の算定（～2月） ●第2回小浜市介護保険事業計画等策定委員会の開催
令和8年9月	<ul style="list-style-type: none"> ○計画素案の策定（～11月）
令和8年11月	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回小浜市介護保険事業計画等策定委員会の開催 ○計画案の策定・内容調整（～令和9年2月）
令和8年12月	<ul style="list-style-type: none"> ◆国：報酬改定等の係数設定【予定】
令和9年1月	<ul style="list-style-type: none"> ●第4回小浜市介護保険事業計画等策定委員会の開催 ○パブリックコメントの実施
令和9年2月	<ul style="list-style-type: none"> ◆国：介護報酬改定【予定】 ●第5回小浜市介護保険事業計画等策定委員会の開催
令和9年3月	<ul style="list-style-type: none"> ○議会報告 ○介護保険条例の改正（介護保険料の改定） ○高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の確定 ○計画図書・概要版の作成

●：策定委員会 ○：主な策定作業 ◆：国の動向